

旧3加算の算定状況に応じた新加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（早見表）

（表の見方） 旧3加算の算定状況のうち当てはまる行を見つけ（①）、令和6年度中に算定可能な経過措置区分（新加算Ⅴ）（②）と、新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧（③）を確認する。

※加算率は訪問介護の例。

| 旧3加算の算定状況 | | | | 新加算Ⅴ | | 新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|------|------|-------|----------|----------------------------|--------------------|--|-------|----------|---|----------|---|---|---|---|---------|---|--------------------|---------------------|---------------|
| 取得パターン | | | | 合計の加算率 | 算定可能な経過措置区分 （新加算Ⅴ） ② | 加算率 | 加算区分 （加算率が下がない区分であり、移行先の候補となるもの） ③ | 加算率 | 月額賃金改善要件 | | キャリアパス要件 | | | | | 職場環境等要件 | | | | |
| 処遇改善加算 | 特定加算 | ベア加算 | Ⅰ | | | | | | Ⅱ | Ⅲ | Ⅳ | Ⅴ | Ⅰ | Ⅱ | Ⅲ | Ⅳ | Ⅴ | 区分ごとに1以上・全体で7以上の取組 | 区分ごとに2以上・全体で13以上の取組 | HP掲載等を通じた見える化 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① ↓ | Ⅰ | 有 | 有 | 22.4% | — | — | 新加算Ⅰ | 24.5% | ◎ | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | | |
| | | | なし | 20.0% | 新加算Ⅴ(1) | 22.1% | 新加算Ⅰ | 24.5% | ◎ | □ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | | |
| | | なし | 有 | 20.3% | — | — | 新加算Ⅱ | 22.4% | ◎ | — | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — | ◎ | ◎ | | |
| | | | なし | 17.9% | 新加算Ⅴ(3) | 20.0% | 新加算Ⅱ | 22.4% | ◎ | □ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — | ◎ | ◎ | | |
| | | なし | 有 | 16.1% | — | — | 新加算Ⅲ | 18.2% | ◎ | — | ○ | ○ | ○ | — | — | ◎ | — | — | | |
| | | | なし | 13.7% | 新加算Ⅴ(8) | 15.8% | 新加算Ⅲ | 18.2% | ◎ | □ | ○ | ○ | ○ | — | — | ◎ | — | — | | |
| Ⅱ | 有 | 有 | 18.7% | 新加算Ⅴ(2) | 20.8% | 新加算Ⅰ | 24.5% | ◎ | — | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | | | |
| | | なし | 16.3% | 新加算Ⅴ(5) | 18.4% | 新加算Ⅰ | 24.5% | ◎ | □ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | | | |
| | なし | 有 | 16.6% | 新加算Ⅴ(4) | 18.7% | 新加算Ⅱ | 22.4% | ◎ | — | ○ | ○ | △ | ○ | — | — | ◎ | ◎ | | | |
| | | なし | 14.2% | 新加算Ⅴ(6) | 16.3% | 新加算Ⅱ | 22.4% | ◎ | □ | ○ | ○ | △ | ○ | — | — | ◎ | ◎ | | | |
| | なし | 有 | 12.4% | — | — | 新加算Ⅳ | 14.5% | ◎ | — | ○ | ○ | — | — | — | ◎ | — | — | | | |
| | | なし | 10.0% | 新加算Ⅴ(11) | 12.1% | 新加算Ⅳ | 14.5% | ◎ | □ | ○ | ○ | — | — | — | ◎ | — | — | | | |
| Ⅲ | 有 | 有 | 14.2% | 新加算Ⅴ(7) | 16.3% | 新加算Ⅰ | 24.5% | ◎ | — | △ | △ | △ | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | | | |
| | | なし | 11.8% | 新加算Ⅴ(10) | 13.9% | 新加算Ⅰ | 24.5% | ◎ | □ | △ | △ | △ | ○ | ○ | — | ◎ | ◎ | | | |
| | なし | 有 | 12.1% | 新加算Ⅴ(9) | 14.2% | 新加算Ⅱ | 22.4% | ◎ | — | △ | △ | △ | ○ | — | — | ◎ | ◎ | | | |
| | | なし | 9.7% | 新加算Ⅴ(12) | 11.8% | 新加算Ⅱ | 22.4% | ◎ | □ | △ | △ | △ | ○ | — | — | ◎ | ◎ | | | |
| | なし | 有 | 7.9% | 新加算Ⅴ(13) | 10.0% | 新加算Ⅳ | 14.5% | ◎ | — | △ | △ | — | — | — | ◎ | — | — | | | |
| | | なし | 5.5% | 新加算Ⅴ(14) | 7.6% | 新加算Ⅳ | 14.5% | ◎ | □ | △ | △ | — | — | — | ◎ | — | — | | | |

青字（◎・□・△）は、事業所にとって、新規に満たすことが必要な要件。そのうち、◎は、令和7年度から適用になる要件。□は、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する事業年度に適用になる要件。△は、「令和6年度内の対応の誓約」により令和6年度当初から満たしたことから差し支えない要件。

月額賃金の改善要件

- 介護職員の生活の安定・向上や、労働市場での介護職種の魅力の増大につなげる観点から、加算のうち一定程度は基本給等の改善に配分していただくため、**月額賃金改善要件Ⅰ**を設ける。
- また、現行のベースアップ等支援加算の要件を引き継ぐ観点から、**月額賃金改善要件Ⅱ**を設定。
- いずれも、既に対応できている場合には新規の取組は不要。

①月額賃金改善要件Ⅰ

注：％は全て訪問介護の加算率

- 新加算Ⅳ（加算率14.5％）の加算額の1/2（加算率7.2％相当）以上を基本給等（※）で配分する。
※ 基本給等＝基本給または決まって毎月支払われる手当。
- 例えば、新加算Ⅳの加算額が1,000万円の場合、500万円以上（新加算Ⅳの1/2以上）は基本給等での改善に充てる必要がある。たとえ**新加算Ⅲ以上を取得していても**、新加算Ⅳの1/2分以上（ここでは500万円以上）だけを基本給等の改善に充てていけばよい。
- 令和7年3月まで適用を猶予。

②月額賃金改善要件Ⅱ

現行ベア加算を**既取得の事業所**には関係のない要件

- 現行ベア加算を未取得の事業所のみに適用。
- 新加算を取得する場合に、増加した旧ベア加算相当の2/3以上、基本給等を新たに改善する。
- 例えば、新加算Ⅳを取得し、そのうち旧ベア加算相当が300万円であった場合、200万円以上は基本給等で改善する。
- 令和6年6月から適用（4・5月は、現行ベア加算のベースアップ要件として存在。）

現行ベア加算のベースアップ要件と同じ

処遇改善に関する加算の職場環境等要件（令和6年度まで）

「職場環境等要件」として、研修の実施などキャリアアップに向けた取組、ICTの活用など生産性向上の取組等の実施を求めている。

- ・ 介護職員処遇改善加算：以下のうちから**1つ以上**取り組んでいる必要
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算：以下の**区分ごとにそれぞれ1つ以上**取り組んでいる必要

| 区分 | 具体的内容 |
|---------------------|--|
| 入職促進に向けた取組 | ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施 |
| 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 | ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保 |
| 両立支援・多様な働き方の推進 | ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇が取得しやすい環境の整備 ⑫業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | ⑬介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 |
| 生産性向上のための業務改善の取組 | ⑰タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ⑱高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 |
| やりがい・働きがいの醸成 | ㉑ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉒地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉓利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉔ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 |

介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件（令和7年度以降）

介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ : 以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組んでいる
 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ : 以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上うち⑰又は⑱は必須）取り組んでいる

| 区分 | 具体的内容 |
|---------------------------|---|
| 入職促進に向けた取組 | ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施 |
| 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 | ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保 |
| 両立支援・多様な働き方の推進 | ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 |
| 生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組 | ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）を行っている ⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施 ※生産性向上体制推進加算を取得している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする ※小規模事業者は、㉔の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする |
| やりがい・働きがいの醸成 | ㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 |

新加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める

申請様式の簡素化について

- 処遇改善加算を現場で最大限に活用いただき、介護職員の賃上げを実現できるよう、申請様式の簡素化を実施。

| | 簡素化の内容 | 一括で作成可能な事業所数等 | 計画書 | 実績報告書 |
|---|---|---|---------------------|---------------------|
| ① 令和5年度に処遇改善加算等を算定しておらず、令和6年度から 新規 に処遇改善加算を算定する事業所 | <ul style="list-style-type: none"> 記入事項を大幅に簡素化した様式を新設（本体部分は1頁） | <ul style="list-style-type: none"> 1様式で原則（※）1事業所まで ※：本体施設・事業所と併設の短期入所サービス及び総合事業は、一括で作成可 6月以降、新加算Ⅲ・Ⅳを算定する場合のみ活用可。 （新加算Ⅰ・Ⅱを算定する場合や、令和6年度中に加算区分を変更する場合は、③と同じく別紙様式2・3を用いる必要がある。） | 別紙様式 7-1 | 別紙様式 7-2 |
| ② 一括で申請する 事業所数が10以下 の事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 事業所個票を簡素化した様式を新設 移行先の加算区分の選定を補助する機能を整備 | <ul style="list-style-type: none"> 1様式で10事業所まで | 別紙様式 6-1・ 6-2 | 別紙様式 3-1 ～3-3 |
| ③ 上記以外の場合 | <ul style="list-style-type: none"> 記入が必要な箇所を色付け 自動入力・自動判定機能を充実 | <ul style="list-style-type: none"> 1様式で原則（※）100事業所まで ※：最大1200事業所まで対応した様式を厚生労働省HPに掲載 | 別紙様式 2-1 ～2-4 | 別紙様式 3-1 ～3-3 |

（参考） 以上に加え、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等での活用を想定した、任用要件・賃金体系・研修実施・昇給の仕組み等に係るモデル規程を公表（別紙様式7参考2）

(参考) 補助金及び加算の申請等に係る提出物の提出期日一覧

| 提出書類 | | 提出期限 |
|------------------------|-------|--|
| 処遇改善計画書 | 補助金 | 4月15日 ※各都道府県において設定。 |
| | 現行3加算 | 4月15日 |
| | 新加算 | 4月15日 ※事業者等が、令和6年6月15日までに計画の変更を届け出た場合には、受け付けること。 |
| 体制届出 (体制等状況 一覧表) | 現行3加算 | 4月1日 ※指定権者において、4月15日まで延長可。また、期日を4月1日とする場合も、4月15日までは変更を受け付けること。 |
| | 新加算 | 居宅系サービスの場合 5月15日 施設系サービスの場合 6月1日 ※ただし、新加算についても現行3加算と一緒に提出したい場合は、令和6年度の旧3加算に係る体制届出と同じタイミング（4月1日～4月15日）で届出可。 ※いずれにしても、6月15日までは変更を受け付けること。 |